

(議事の要旨)

開始 13時33分

[西田委員長 ]

ただいまから、平成27年度第12回教育委員会定例会を開会いたします。

本日の会議録署名は、高木委員にお願いいたします。

本日の案件は、議案14件です。

なお、議案第51号及び議案第52号は公開しない会議とし、会議の最後に審議したいと思いますが、よろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

[西田委員長 ]

異議なしと認め、議案第51号及び議案第52号は、会議規則第12条の規定により公開しない会議として、会議の最後に審議します。

[西田委員長 ]

それでは議事に入ります。

議案第42号・日野市教育委員会教育目標に基づく平成28年度の主要な取り組みの策定について、事務局より提案理由の説明をお願いします。

○議案第42号 日野市教育委員会教育目標に基づく平成28年度の主要な取り組みの策定について

[兼子庶務課長 ]

議案第42号・日野市教育委員会教育目標に基づく平成28年度の主要な取り組みの策定について、ご説明いたします。

提案理由です。日野市教育委員会教育目標に基づき、平成28年度の主要な取り組みを定めるものでございます。

3ページをご覧ください。

日野市教育委員会教育目標に基づき平成28年度の主要な取り組みを定めるものでございます。

第2次日野市学校教育基本構想の基本方針の一つ目、かかわりの中で知恵を出し合い、自立・協働・創造に向けた「21世紀を切りひらく力」を豊かに育むこと、二つ目、質の高い教育環境を整え、「次代をつくる特色ある学校づくり」に取り組むこと、三つ目、人が豊かに生きるために体験を充実させ、学校、家庭、地域・社会が一体となった「つながりによる教育」を推進すること、この三つの基本方針をもとに、それぞれ四つの柱がございます。この柱をもとに、右側に記載してあります事業を展開していくものでございます。

学校教育部門については以上でございます。

[木村生涯学習課長 ]

続きまして、生涯学習部門の主要な取り組みについて、説明させていただきます。

4ページをご覧ください。

平成26年度第12回教育委員会定例会において、日野市生涯学習推進基本構想・基本

計画の議案をご承認いただき、平成27年3月、同プラン、日野まなびあいプランを策定いたしました。このプランの全体像の中の三つの視点である、学ぶ、つながる、行動するに基づきまして、施策の柱ごとに生涯学習課の事業、公民館事業、図書館事業、郷土資料館事業の主要な取り組みを定めております。

説明については以上でございます。よろしくご審議のほど、お願いいたします。

[西田委員長]

事務局からの説明が終了しました。ご質問がございましたら、お願いいたします。岡本委員。

[岡本委員]

初めに3ページのところから質問したいと思います。

この主要な取り組みというのは、いわば基本構想を実行する基本計画という位置づけだと思いますけれども、★の3番目の理科教育の充実の中に、理科教育コーディネーター、それから理科観察実験アシスタントの活用について記載がございますけれども、本年は特にどこに力を入れていくのか、方向性をお聞かせ願いたいと思います。

[記野教育部参事]

理科教育の充実ということで、平成28年度、どのような充実を図っていくかという、ご質問をいただきました。理科教育コーディネーターにつきましては、日野市の教育センターに1名配置をいたしまして、日野市内の小学校、中学校の理科教育に関する、どのような授業の充実を図ったらよいかということで、全体を見渡しまして、その支援のあり方について指導助言、あるいは具体的に直接、アシスタントへの助言等を行って、さらに来年度は特に小学校等の初任者の教諭とか、若手教員の理科教育の授業力の充実を図っていくことを目指したいと思います。

理科観察実験アシスタントにつきましては、実際に授業に「T2」というような形で入ったり、この中で理科実験の準備等を行っていただいて、また、そのところにおきましても、このアシスタントの方も理科教育に大変長けた方が配置されておりますので、授業のあり方とかについて助言等をして、さらに授業あるいは特に実験等の充実を図っていきたいと考えております。

[西田委員長]

ほかにご質問はございませんか。

[西田委員長]

なければ、ご意見を伺います。高木委員。

[高木委員]

今、ご説明いただいた学校教育、生涯学習ともに新年度に向けてということでもありますけれども、これまで、とりわけ今年度いろいろな場面で論議なり研究してきたことについて、具体的な施策として、よく盛り込まれているということで、非常によい計画と感じています。その中であって、とりわけ学校教育の基本方針1の心の教育について、昨今、非常に心を痛める事象の発生もありますので、その辺について、これは学校教育ということですが、家庭での教育、地域の教育等々含めて、実行に当たっては多角的な面での計画をし、実践をお願いしておきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

[西田委員長 ]

濱屋委員。

[濱屋委員 ]

私も、二つの基本構想に基づいたバランスのよい取り組みが計画されていると思います。今、文部科学省で議論されている、これからの21世紀を切りひらく力については、主体性、協働性、多様性というものが重視されていて、学びに向かう力というものが強調されています。これらの施策を進めていくに当たって、そのような学びに向かう主体性というものを、常に意識しながら取り組んでいかれることが大事ではないかと思ひますし、それを教育委員会もサポートしていきたいと考えています。

[西田委員長 ]

米田教育長。

[米田教育長 ]

今の濱屋委員とも関連しますけれども、学ぶ力プロジェクトの中の一番最後の、各学校の研究成果の共有化を基盤とした新たな授業創造というところでございます。各学校で、いろいろな研究授業等で、いわゆる授業技術、それに伴った実践が繰り返されています。28年度は是非、その中で共有化をして、それぞれ学校はいろいろな学校ごとの取り組みがあってよいわけですけれども、他校の成果を基盤とした自分たちの実践の基盤とするような、全体の中の共有化についても、しっかりと進めていきたいと思ひます。授業理念は大切ですが、やはり授業は技術です。技術にはすぐれた実践を共有化して、そしてそれを自分の中に取り入れて、そして進めていく、また、それを共有化していく。その繰り返しが、とても大事かと思ひます。

やはり基本と先進のまちです。その日野市のこれからの方向性も含めてしっかりと、この部分をやっていきたいと思ひます。

[西田委員長 ]

ほかにご意見はございませんか。

[西田委員長 ]

なければ、ご質問、ご意見はこれにて終結いたします。

お諮りします。日野市教育委員会教育目標に基づく平成28年度の主要な取り組みの策定について、を原案のとおり決することに異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

[西田委員長 ]

異議なしと認めます。議案第42号は原案のとおり可決されました。

[西田委員長 ]

議案第43号・日野市教育委員会事務局事務決裁規程の一部を改正する規則の制定について、事務局より提案理由の説明をお願いします。

○議案第43号 日野市教育委員会事務局事務決裁規程の一部を改正する規則の制定について

[兼子庶務課長 ]

議案第43号・日野市教育委員会事務局事務決裁規程の一部を改正する規則の制定について、ご説明申し上げます。

提案理由です。地方公務員法の改正に伴い、日野市教育委員会事務局事務決裁規程の一部を改正するものでございます。

7ページをご覧ください。

新旧対照表でご説明申し上げます。改正箇所は「勤務評定」の部分を「人事評価」に直すものでございます。

簡単にご説明いたします。勤務評定については、仕事の取り組みについて自己評価という形で、それを上司が評価をするという形をとっておりますが、人事評価になりますと、これに加え、部の目標及び、それに基づいた課の目標、それぞれ職責に応じた目標を個人個人で設定し、その成果を客観的に上司が判断をし、評価するというものでございます。

説明は以上でございます。

[西田委員長 ]

事務局からの説明が終了しました。ご質問がございましたら、お願いいたします。岡本委員。

[岡本委員 ]

ただいま説明がありましたように、なかなか難しいというか、しかし大事なことだと思います。人事評価につきましては、個人で目標を立てる、それについて上司の方といろいろご議論されると思いますけれども教育委員会の場合、その辺りの状況はどのようになっているのでしょうか。

[兼子庶務課長 ]

便宜的に、仕事の中でも定型的な業務、いわゆるルーチン業務というところもありますので、目標自体を立てるのは、なかなか難しい部分もあると思いますが、その辺は試行錯誤しながら、進めていきたいと思っております。

[松本教育部長 ]

若干補足をさせていただければと思います。今までは行動評価ということでございました。それは能力、それから業績評価ということで、一番重要な部分は目標を定めて、それに向かって仕事を進めていくということでございます。今、ご質問のありました職員との面談とかにつきましては、課長職につきましては部長相当職が実際に面談をして、目標のあり方とか仕事の進め方といったことについて、面談等を通して共有を図っていくと。課長補佐以下の職員については、課長が面談を行った上で同じように共有を図って、目標といったことの情報共有を図っていくということでございます。

[西田委員長 ]

ほかにご質問はございませんか。

[西田委員長 ]

なければ、ご意見を伺います。岡本委員。

[岡本委員 ]

今、部長からお話があったように非常にすばらしいと思えました。特に共有をするとい

う話がありましたけれども、やはり教育委員会としては問題を共有して、いろいろな複雑なことがありますので、是非、そのようにやっていただければ、ありがたいと思います。

[西田委員長 ]

ほかにご意見はございませんか。

[西田委員長 ]

なければ、ご質問、ご意見はこれにて終結いたします。

お諮りします。日野市教育委員会事務局事務決裁規程の一部を改正する規則の制定について、を原案のとおり決することに異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

[西田委員長 ]

異議なしと認めます。議案第43号は原案のとおり可決されました。

[西田委員長 ]

議案第44号・日野市立幼稚園保育料条例施行規則の一部を改正する規則の制定について、事務局より提案理由の説明をお願いします。

○議案第44号 日野市立幼稚園保育料条例施行規則の一部を改正する規則の制定について

[鈴木学校課長 ]

議案第44号・日野市立幼稚園保育料条例施行規則の一部を改正する規則の制定について。

提案理由でございます。平成27年第4回日野市議会定例会において議決された日野市立幼稚園保育料条例の改正、及び行政不服審査法の改正に伴い、日野市立幼稚園保育料条例施行規則の一部を改正するものでございます。

新旧対照表によって説明させていただきます。14ページをお開き願います。

新旧対照表第5条でございます。この部分について削除するものでございます。この条文につきましては、新しく定められた条例におきましては、第2階層において保育料は無料と定められましたので、この項目を削除するものでございます。

続きまして16ページ、17ページをお開きください。

第1号様式といわれるものでございます。利用者負担額決定通知書でございます。その備考欄でございますけれども、旧につきましては備考欄1の2行目です。「60日以内」というものが、新のほうでは「3か月以内」と改正されまして、「異議申立てをすることができる」というものにつきましては、新しく「審査請求をすることができる」というところが大きく変わったところでございます。

次のページをお開きください。

第2号様式でございます。利用者負担額変更通知書でございます。備考欄、同じように「60日以内」が「3か月以内」に、「異議申立てをすることができる」が「審査請求をすることができる」と変わっています。

次のページをお開きください。

第2号様式の裏面でございます。

同じように「60日以内」「異議申立て」「3か月以内」「審査請求をすることができる」に変わっております。

次のページをお開きください。

第5号様式でございます。市立幼稚園保育料減免決定通知書でございます。同じように「60日以内」「異議申立て」「3か月以内」「審査請求をすることができる」と変わっております。

13ページにお戻りください。

付則でございます。この規則は、平成28年4月1日から施行するものでございます。

経過措置でございます。行政庁の処分その他の行為又は不作為についての不服申立てに関する手続であってこの規則の施行前にされた行政庁の処分その他の行為又はこの規則の施行前にされた申請に係る行政庁の不作為に係るものについては、なお従前の例によるというものでございます。

説明は以上でございます。よろしくご審議をお願いします。

[西田委員長]

事務局からの説明が終了しました。ご質問がございましたら、お願いいたします。高木委員。

[高木委員]

今、説明いただいた規則の様式の変更というのは、提案理由にありました行政不服審査法の改正に伴うものと理解はしているのですけれども、今回の改正の中身は市民から見たときに、どのような影響があるのか、その辺にポイントを置いて説明をいただけるとありがたいのですが、よろしくお願いいたします。

[鈴木学校課長]

現状の行政不服審査法では、処分に対して不服があり取消しを求めるという場合には、処分をした担当課に改めて判断を求めるという手続きとなっております。しかし、情報公開請求ですとか個人情報保護審査会のように、第三者機関に対して判断を求めるといって行っているところもございます。このように第三者機関において判断を求めることによって、より公正性や透明性が確保され、客観的な判断が行われるということになります。そのために第三者機関で審査請求を行うということになります。

また、請求期間を60日から3か月に延ばすことによって、請求者、市民にとって有利となることとなります。このように時代に即して抜本的な改正をするというのが、今回の行政不服審査法の改正の趣旨と聞いております。

[西田委員長]

ほかにご質問はございませんか。

[西田委員長]

なければ、ご意見を伺います。

[西田委員長]

なければ、ご質問、ご意見はこれにて終結いたします。

お諮りします。日野市立幼稚園保育料条例施行規則の一部を改正する規則の制定につい

て、を原案のとおり決することに異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

[西田委員長 ]

異議なしと認めます。議案第44号は原案のとおり可決されました。

[西田委員長 ]

議案第45号・平山小学校学校運営協議会委員の任命について、事務局より提案理由の説明をお願いします。

○議案第45号 平山小学校学校運営協議会委員の任命について

[鈴木学校課長 ]

議案第45号・平山小学校学校運営協議会委員の任命について、でございます。

提案理由でございます。平山小学校学校運営協議会委員の任期が平成28年3月31日をもって終了するため、日野市学校運営協議会規則第7条第1項の規定にもとづき、任命するものでございます。

次のページをお開きください。

1番から20番まで記載されています。このとおり推薦するものでございます。

任期でございます。平成28年4月1日から平成30年3月31日まででございます。

ちなみに、記載されている13番から20番までの方が、新しく委員をお願いする方になっております。

説明は以上でございます。

[西田委員長 ]

事務局からの説明が終了しました。ご質問がございましたら、お願いいたします。岡本委員。

[岡本委員 ]

任命については結構ですけれども、関連について質問させていただきます。

先般、文科省の市町村教育委員研究協議会に参加させていただきまして、その折、地域と学校の連携・協働についてという分科会がございました。そこに私、参加しました。その中で学校運営協議会に関係するコミュニティスクールの導入について、文科省も力を入れて進めていくと、そのようなお話でしたけれども、我が市としても現状、今までいろいろ学校を支える働きといいますか、そのようなものをいろいろな方面から、全市だと思えます、全学校にわたってやってきたと思えます。

その観点から二つ、お聞きしたいのですけれども、一つは学校運営協議会の位置づけ、このようなコミュニティスクールにおける位置づけと現状が、日野市はどのようになっているか。たしか2校、我が市では学校運営協議会があると思えますけれども。

二つ目は、今後どのように進めていくのか、あるいは教育委員会として支援していくというか、そのような方向なのか、その二つをお聞きしたいと思えます。

[鈴木学校課長 ]

現状のコミュニティスクールでございますけれども、今ご審議いただいている平山小学

校と東光寺小学校の2校が、コミュニティスクールの位置づけということになっております。

では、他の小学校がそのような位置づけになっていないということではなくて、同じように地域の方ですとか保護者の方ですとか、一緒になって学校を支えていく、いろいろな行事があれば支えていく、参加していく、また子供たちの見守りについても周りが支えていくということになっておりまして、ほぼ変わらない状態でそれぞれの地域、それぞれの特色を活かした中で学校を支えているというようになっております。そのようなところが現状でございます。

ただ、コミュニティスクールということで指定をされてしまいますと、法律的に若干いろいろな縛りが生じてくることも、現状としてございます。そのためにまだ、今一步踏み出さないというところもあるというところがあります。しかし、その第一歩を踏み出すというところがあれば、我々としても是非、積極的に支えていきたいと、そのような考えでおります。

[西田委員長 ]

ほかにご質問はございませんか。

[西田委員長 ]

なければ、ご意見を伺います。

[西田委員長 ]

なければ、ご質問、ご意見はこれにて終結いたします。

お諮りします。平山小学校学校運営協議会委員の任命について、を原案のとおり決することに異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

[西田委員長 ]

異議なしと認めます。議案第45号は原案のとおり可決されました。

[西田委員長 ]

議案第46号・日野市立学校の学校薬剤師の委嘱について、事務局より提案理由の説明をお願いします。

#### ○議案第46号 日野市立学校の学校薬剤師の委嘱について

[鈴木学校課長 ]

議案第46号・日野市立学校の学校薬剤師の委嘱について、でございます。

提案理由でございます。日野市立学校の学校薬剤師の任期が平成28年3月31日をもって終了するため、平成28・29年度の学校薬剤師を委嘱するものでございます。

次のページをお開きください。

表の上段が小学校の薬剤師となっております。下段が中学校の薬剤師でございます。

薬剤師の任期でございます。平成28年4月1日から平成30年3月31日まで、任期となっております。

説明は以上でございます。よろしくご審議をお願いいたします。

[西田委員長 ]

事務局からの説明が終了しました。ご質問がございましたら、お願いいたします。濱屋委員。

[濱屋委員 ]

薬剤師の方の学校での実際の仕事というものが、どのようなものなのか、教えていただけますか。

[鈴木学校課長 ]

薬剤師の方の学校での仕事ということで、ご質問いただきましたけれども、主に夏に開かれますプールの水質検査、あるいは飲み水の水質検査、それから学校の教室の明るさ、照度と申しますけれども、あるいは空気中の二酸化炭素の濃度検査など、学校の環境衛生全般についての役割を担っております。

また、児童・生徒に対する危険ドラッグについての指導、いわゆる薬物乱用教室がありますけれども、これにつきましても、学校によってですけれどもライオンズクラブにお願いをしたり、あるいは警察にお願いをしたり、あるいは担当の薬剤師さんをお願いをしたりということをしているのが現状でございます。

[西田委員長 ]

ほかにご質問はございませんか。

[西田委員長 ]

なければ、ご意見を伺います。

[西田委員長 ]

なければ、ご質問、ご意見はこれにて終結いたします。

お諮りします。日野市立学校の学校薬剤師の委嘱について、を原案のとおり決することに異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

[西田委員長 ]

異議なしと認めます。議案第46号は原案のとおり可決されました。

[西田委員長 ]

議案第47号・日野市立教育センター所長の任命について、事務局より提案理由の説明をお願いします。

#### ○議案第47号 日野市立教育センター所長の任命について

[阿井教育センター事務長 ]

議案第47号・日野市立教育センター所長の任命について、ご説明申し上げます。

提案理由でございます。日野市立教育センター所長の任期が平成28年3月31日をもって終了するため、新たに任命するものでございます。

32ページをご覧ください。

氏名、住所は記載のとおりでございます。

任期は、平成28年4月1日から平成29年3月31日まででございます。

よろしくご審議のほど、お願いします。

[西田委員長 ]

事務局からの説明が終了しました。ご質問がございましたら、お願いいたします。

[西田委員長 ]

なければ、ご意見を伺います。

[西田委員長 ]

なければ、ご質問、ご意見はこれにて終結いたします。

お諮りします。日野市立教育センター所長の任命について、を原案のとおり決することに異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

[西田委員長 ]

異議なしと認めます。議案第47号は原案のとおり可決されました。

[西田委員長 ]

議案第48号・第7期日野市立教育センター運営審議会委員の任命について、事務局より提案理由の説明をお願いします。

#### ○議案第48号 第7期日野市立教育センター運営審議会委員の任命について

[阿井教育センター事務長 ]

議案第48号・第7期日野市立教育センター運営審議会委員の任命について、ご説明申し上げます。

提案理由でございます。第6期日野市立教育センター運営審議会委員の任期が平成28年3月31日をもって終了するため、新たな委員を任命するものでございます。

34ページをお開きください。

委員の氏名、住所、要件等は記載のとおりでございます。

任期でございます。平成28年4月1日から平成30年3月31日までの2年間となります。

よろしくご審議のほど、お願いします。

[西田委員長 ]

事務局からの説明が終了しました。ご質問がございましたら、お願いいたします。

なければ、私から一つ質問をさせていただきます。新しく審議会委員に推薦された方について、少し説明していただけますか。

[阿井教育センター事務長 ]

能瀬委員について、説明させていただきます。能瀬委員は社会教育委員を2期経験されていらっしゃるしまして、学校教育のほうに様々な見識がございます。社会教育委員としての見識も深く社会教育学識者として、いろいろな知見等を社会教育委員の会議の中でも披露されているようでございます。

[西田委員長 ]

ほかにご質問はございませんか。

[西田委員長 ]

なければ、ご意見を伺います。

[西田委員長 ]

なければ、ご質問、ご意見はこれにて終結いたします。

お諮りします。第7期日野市立教育センター運営審議会委員の任命について、を原案のとおり決することに異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

[西田委員長 ]

異議なしと認めます。議案第48号は原案のとおり可決されました。

[西田委員長 ]

議案第49号・第3次日野市子ども読書活動推進計画の策定について、事務局より提案理由の説明をお願いします。

#### ○議案第49号 第3次日野市子ども読書活動推進計画の策定について

[篠田図書館長 ]

議案第49号・第3次日野市子ども読書活動推進計画の策定について、ご説明いたします。

提案理由でございます。子どもの読書活動の推進に関する法律第9条の2に基づき、第3次日野市子ども読書活動推進計画を策定するものです。

計画の概要について説明いたします。計画の2ページ、3ページをご覧ください。

2ページの左下、3. 計画の位置づけです。

この計画は子どもの読書活動の推進に関する法律、第9条の2に規定された市町村子ども読書活動推進計画として、策定するものです。また、第5次日野市基本構想・基本計画、通称2020プランのもとに位置づけられ、3つの市政運営基本方針を実現するための主要3戦略を踏まえ、日野市生涯学習推進基本構想・基本計画、通称日野まなびあいプランや第2次日野市学校教育基本構想をはじめ、第2次日野市立図書館基本計画などの関連する個別計画とも連携して子どもの読書活動推進を図るものでございます。

策定の経緯でございます。

平成23年3月に第2次日野市子ども読書活動推進計画を策定し、子どもの読書活動を推進してまいりました。その計画期間終了を受けて、これまでの成果と課題を検証し、新しい計画を策定するため公募による市民委員をはじめ、学識経験者、保育園、幼稚園、小学校、中学校及び子どもの読書に関わる行政機関の職員等、18名で構成された第3次日野市子ども読書活動推進計画策定委員会を設置し、平成27年6月から平成28年2月にかけて6回にわたり、様々な観点からの検討を重ねてまいりました。また、平成28年1月1日から15日までパブリックコメントを実施しました。14名の方からご意見をいただきましたが、計画の根幹部分の変更が必要となるご意見はありませんでした。以上の結果、本計画の策定に至ったものです。

計画の基本理念・基本方針についてです。計画の18ページをお開きください。

本計画は「読書でひろがる ひのっ子の力」を基本理念とし、日野の子どもたち自らが、成長や興味に応じて本の楽しさを発見し、読書を通じて学び考え生きる力を育むことができるよう、読書活動を推進する環境の整備に取り組むものです。その実現のための基本方針として、1. 子どもたちが、さらに身近に本と出あえる環境づくり、2. 子どもたちが、自ら読書の楽しさを発信する取り組み、3. 子どもと本をつなぐ活動をする人たちが連携する仕組みづくり、この三つを掲げております。

次に計画の内容についてです。

本計画は、乳幼児、小中学生、青少年という子どもの成長段階に合わせて、子どもたちに直接働きかける読書活動と、その読書活動を推進するための諸条件の整備に分けて取り組みを整備しています。また、子どもの読書活動を支える、地域における取り組み、子どもの読書活動の大切さについて、広く市民の関心と理解を深めるための普及・啓発の取り組みを記載しているものでございます。

37ページをお開きください。

37ページから38ページにかけて、取り組みを一覧にして記載しております。

以上の内容について、平成27年度から31年度までの5年間、取り組んでまいります。計画の進捗状況は、図書館が事務局として管理してまいります。

説明は以上でございます。よろしくご審議のほど、お願いいたします。

[西田委員長 ]

事務局からの説明が終了しました。ご質問がございましたら、お願いいたします。岡本委員。

[岡本委員 ]

ただいま説明いただきましたように、私たちも何回か議論に参加させていただいて、素晴らしいものができたと思いますけれども、特に私は基本方針の3番目の「子どもと本をつなぐ活動をする人たちが連携する仕組みづくり」というところがございまして、具体的には地域におけるボランティアの方々の育成ということがあります。既に地域でやっておられる方々は非常に希望を持っているというか、あるいは安心というか自信を持てるような構想だと思います。そのようなこともありますので事務局としては、かなり広範囲にわたった連携というか、そのような人たちともやらなければならないし、もちろん日野市の庁内の方々とも相当議論しなければいけないのだと思います。

さて、これで私たちの構想というものができあがって、37ページにあります取り組み一覧という具体的なものも載っております。そのような状況ですけれども、今後、大変難しいことはあろうかと思っておりますけれども、具体化するに当たって、どのような方向を考えているのか、実行するに当たってどのようなステップと言いましょうか、どのようなものを考えておられるのか、概略でも結構ですので、お知らせいただければありがたいと思います。

[篠田図書館長 ]

それでは54ページをご覧ください。策定委員会の委員の名簿となっております。この計画は、このように図書館だけでなく保育園、幼稚園、小中学校、児童館、発達支援課、健康課など、子どもと本をつなぐ部署が策定委員となって、議論を重ねながら日野市全体

の計画を作りあげてきたものです。そこでまず部署間の情報共有ができていると考えております。

今後、この情報共有とさらに、例えば幼稚園でしたらば園長会、保育園の園長会などの園長先生方にも、この計画の趣旨などを説明させていただきまして、この目標の共有をしてみたいと思います。このようにして進め、場合によりましては具体的な議論なども行いながら、この計画を推進していきたいと思っております。年度末には進行管理を確認しまして、しっかりと進めてみたいと考えております。

[西田委員長 ]

濱屋委員。

[濱屋委員 ]

パブリックコメントの話をしてくださいましたが、根幹部分の変更はないということでしたが、大体どのような内容のものが寄せられたか、概要をお聞かせいただければと思います。

[篠田図書館長 ]

パブリックコメントですけれども、14名の方からいただきまして、ご意見は大きく分けまして4点ございます。

まず1点目が、子どもの本離れは、一つの原因にそもそも親が本を読んでいないのではないか、なので保護者の本を読む機会を増やすことが必要ではないかということです。これにつきましては、計画の36ページにございます、普及・啓発ということで、子どもの読書活動の大切さについて、広く市民の関心と理解を深めるため普及・啓発を図るということで、ご意見の趣旨と計画で変わるところはございませんでした。

2点目としましては、子どもが言葉を耳から聞いて、お話を楽しむということが大切なことであり、もっと力を入れてほしいというご意見でした。これにつきましては、確かにストーリーテリングというものは大切なものであり、既にこれは保育園や幼稚園などでは市民のボランティアの方達が、おはなし会の中でストーリーテリングをなさっています。図書館でも職員が、おはなし会の中でストーリーテリングを行っておりますので、特にここで変わることはございません。

3点目は、小中学校の読書活動に関するものです。これはご意見の大部分を占めておりました。小中学校の読書活動というのは、学校が中心となるべきものであるから、もっと学校図書館の活動に力を入れていく計画にしてほしいということです。これにつきましては27ページです。2)各学校の特色を活かした児童・生徒の読書活動の展開ということで、学校において様々な取り組みを行っていく計画となっておりますので、ご意見のご趣旨と同様の考えです。それと学校の読書活動に関係しまして、学校図書館の職務に従事する職員について、専門的知識や技術を持った、いわゆる学校司書の存在が必要であるというご意見です。これにつきましては計画の30ページ、上段の7)学校図書館の職務に従事する職員のあり方の検討としておりまして、今後この職員のあり方を検討するとしておりますので、これもご意見と変わるところではございませんでした。

最後の4点目につきましては、市立図書館の事業であっても地域のボランティアの方々をもっと活用してもらえばよいのではないかというご意見でした。これにつきましては3

5 ページです。4. 地域における読書活動推進ということで、2) 地域で活動するボランティア団体との連携を図っていくとしておりますので、これも計画の変更等は特にございませんでした。

以上がパブリックコメントの概要でございます。

[西田委員長 ]

ほかにご質問はございませんか。

[西田委員長 ]

なければ、ご意見を伺います。高木委員。

[高木委員 ]

この推進計画、非常に多くの意欲的な内容を含んで、非常によい計画と受け止めております。また、計画の位置づけ等を見ますと、いろいろ日野市としてこれまで策定してきました基本構想ですとか計画等も、非常に密接に関係を持っているということで、ある意味では今後の推進体制についての心配も、正直言って私は感じております。やはり、関係部門との連携といいますか、協調しながら進めるというのが、非常に大きなポイントになってくるのかなと思います。

そういったことで、一つには今、計画の策定委員会があったわけですが、策定ですから多分ここで役目は終わってしまうのでしようけれども、今後、実現に向けてどのように遂行していくのかということでは、逆に多部門にわたった連携、協調が求められるがゆえに何かこういった組織なり、体系的な仕組みが必要なのかなということ、私自身感じております。二つ目に、今プランができた段階なので具体的にPDCAのD o、C h e c k、A c t i o nを、どのように回していくのかということを含めてやっていければ、大変素晴らしい計画ですし、子どもたちの読書に対する必要性は、十分我々も認識しているところなので、是非、高い水準の実現を目指していただきたいということをお願いしておきたいと思っております。

[西田委員長 ]

ほかにご意見はございませんか。

[西田委員長 ]

なければ、ご質問、ご意見はこれにて終結いたします。

お諮りします。第3次日野市子ども読書活動推進計画の策定について、を原案のとおり決することに異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

[西田委員長 ]

異議なしと認めます。議案第49号は原案のとおり可決されました。

[西田委員長 ]

議案第50号・第27期日野市立図書館協議会委員の任命について、事務局より提案理由の説明をお願いします。

○議案第50号 第27期日野市立図書館協議会委員の任命について

[篠田図書館長 ]

議案第50号・第27期日野市立図書館協議会委員の任命について、でございます。

提案理由でございます。第26期日野市立図書館協議会委員の任期が平成28年4月14日をもって終了するため、新たな委員を任命するものです。

次のページをお開きください。

委員の名簿でございます。氏名、住所、所属、期数となっております。

委員は9名でございます。社会教育関係者が2名、学校教育関係者が2名、家庭教育関係者が1名、学識経験者が2名、公募市民2名の構成となっております。ただし、7番の家庭教育関係者、8番の学校教育関係者、9番同じく学校教育関係者は新年度の人事により決定いたしますので、現在、空欄としております。

任期は、平成28年4月15日から平成30年4月14日までの2年間でございます。

よろしくご審議のほど、お願いいたします。

[西田委員長 ]

事務局からの説明が終了しました。ご質問がございましたら、お願いいたします。濱屋委員。

[濱屋委員 ]

新任の委員の方の専門について、教えていただけますか。

[篠田図書館長 ]

新しい方で4番目、田代守さんです。この方は近江八幡市立図書館長を長く務めていらっしゃる方です。公共図書館の運営という観点で知見をいただけるかと考えております。その下は公募市民の方です。それから6番目、塚原博さんです。実践女子大学の教授でいらっしゃいます。専門は図書館情報学、それと子どもの科学読み物について専門で研究なさっていらっしゃる方です。その観点より専門的な知見をいただけるものと考えております。

[西田委員長 ]

ほかにご質問はございませんか。

[西田委員長 ]

なければ、ご意見を伺います。

[西田委員長 ]

なければ、ご質問、ご意見はこれにて終結いたします。

お諮りします。第27期日野市立図書館協議会委員の任命について、を原案のとおり決することに異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

[西田委員長 ]

異議なしと認めます。議案第50号は原案のとおり可決されました。

[西田委員長 ]

議案第53号・日野市教育委員会教育長に対する事務委任規則等の一部を改正する規則の制定について、事務局より提案理由の説明をお願いします。

○議案第53号 日野市教育委員会教育長に対する事務委任規則等の一部を改正する規則の制定について

[兼子庶務課長 ]

議案第53号・日野市教育委員会教育長に対する事務委任規則等の一部を改正する規則の制定について、ご説明申し上げます。

提案理由です。行政不服審査法の改正に伴い、日野市教育委員会教育長に対する事務委任規則、及び日野市教育委員会教育長に対する事務委任規則の一部を改正する規則の一部を改正するものでございます。

47ページをご覧ください。新旧対照表でご説明いたします。

下線部分、「不服申立て及び異議申立て」の部分を「審査請求」に変更するものです。行政不服審査法は、不服及び異議を審査請求に一本化することで第三者機関が、その審査をいたします。それにより審査の透明性、客観性を担保するものでございます。

説明は以上でございます。ご審議のほど、お願い申し上げます。

[西田委員長 ]

事務局からの説明が終了しました。ご質問がございましたら、お願いいたします。

[西田委員長 ]

なければ、ご意見を伺います。

[西田委員長 ]

なければ、ご質問、ご意見はこれにて終結いたします。

お諮りします。日野市教育委員会教育長に対する事務委任規則等の一部を改正する規則の制定について、を原案のとおり決することに異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

[西田委員長 ]

異議なしと認めます。議案第53号は原案のとおり可決されました。

[西田委員長 ]

議案第54号・日野市教育委員会が管理する公の施設の指定管理者の指定の手續等に関する条例施行規則等の一部を改正する規則の制定について、事務局より提案理由の説明をお願いします。

○議案第54号 日野市教育委員会が管理する公の施設の指定管理者の指定の手續等に関する条例施行規則等の一部を改正する規則の制定について

[兼子庶務課長 ]

議案第54号・日野市教育委員会が管理する公の施設の指定管理者の指定の手續等に関する条例施行規則等の一部を改正する規則の制定について、ご説明申し上げます。

行政不服審査法の改正に伴い、日野市教育委員会が管理する公の施設の指定管理者の指定の手續等に関する条例施行規則、及び日野市教育委員会が管理する公の施設の指定管理者の指定の手續等に関する条例施行規則の一部を改正する規則の一部を改正するものでご

ございます。

56、57ページをお開きください。新旧を対照したもので説明します。

まず、「60日」以内の審査請求日を「3カ月」に延長し、「日野市教育委員会教育長に対して異議申立て」をする部分を、「日野市教育委員会に対して審査請求」と変更しております。先ほども説明いたしましたように、異議申立て等を審査請求に一本化し、審査の透明性、客観性を担保するものと、期間を延ばすものでございます。

説明は以上でございます。よろしくご審議をお願いいたします。

[西田委員長]

事務局からの説明が終了しました。ご質問がございましたら、お願いいたします。

[西田委員長]

なければ、ご意見を伺います。

[西田委員長]

なければ、ご質問、ご意見はこれにて終結いたします。

お諮りします。日野市教育委員会が管理する公の施設の指定管理者の指定の手續等に関する条例施行規則等の一部を改正する規則の制定について、を原案のとおり決することに異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

[西田委員長]

異議なしと認めます。議案第54号は原案のとおり可決されました。

[西田委員長]

議案第55号・日野市史跡名勝天然記念物等の現状変更等の事務処理に関する規則の一部を改正する規則の制定について、事務局より提案理由の説明をお願いします。

○議案第55号 日野市史跡名勝天然記念物等の現状変更等の事務処理に関する規則の一部を改正する規則の制定について

[兼子庶務課長]

議案第55号・日野市史跡名勝天然記念物等の現状変更等の事務処理に関する規則の一部を改正する規則の制定について、ご説明申し上げます。

行政不服審査法の改正に伴い、日野市史跡名勝天然記念物等の現状変更等の事務処理に関する規則の一部を改正するものでございます。

66、67ページをお開きください。

こちらはもともと「審査請求」ということで取扱いをさせていただいておりますので、日数の「60日」を「3か月」に延長するものでございます。68、69ページも同様でございます。

説明は以上でございます。よろしくご審議のほど、お願い申し上げます。

[西田委員長]

事務局からの説明が終了しました。ご質問がございましたら、お願いいたします。

[西田委員長]

なければ、ご意見を伺います。

[西田委員長 ]

なければ、ご質問、ご意見はこれにて終結いたします。

お諮りします。日野市史跡名勝天然記念物等の現状変更等の事務処理に関する規則の一部を改正する規則の制定について、を原案のとおり決することに異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

[西田委員長 ]

異議なしと認めます。議案第55号は原案のとおり可決されました。

[西田委員長 ]

これより議案第51号及び議案第52号の審議に入りますが、これらの案件につきましては公開しない会議といたしますので、関係職員以外の事務局説明員は退席しても差し支えないと思います。異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

[西田委員長 ]

異議なしと認めます。関係職員以外の事務局説明員は退席してください。なお、本件の終了をもって、平成27年度第12回教育委員会定例会を閉会といたします。

(関係職員以外退室)

「統括校長任命の内申の専決処分について」

「教育職員の内申の専決処分について」

は公開しない会議の中で審議。

[西田委員長 ]

以上をもちまして、本日の案件はすべて終了いたしました。これにて平成27年度第12回教育委員会定例会を閉会いたします。

閉会 14時38分